

## (仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果 (答申)

### (総括的事項)

- 1 本事業は、室生赤目青山国定公園に指定された良好な自然環境を有する地域で供用中の「青山高原風力発電所」において、既設の風力発電設備を撤去し、新たに大型の風力発電設備を設置するものである。  
このことから、本事業に伴う影響の予測及び評価、環境保全措置の検討にあたっては、既存の「青山高原風力発電所」及び「新青山風力発電所」(以下、「既存風力発電所」)の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果等を活用し、既存風力発電所による環境影響を適切に把握するとともに、事業に伴う影響の予測において現況との比較だけでなく、既存風力発電所の設置前の状況との比較に努め、可能な限り影響を低減できるよう計画を検討すること。
- 2 本事業に対しては、自然環境への影響について多くの意見が寄せられていることに留意し、関係市と十分な協議を行うとともに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図ること。
- 3 本事業の対象事業実施区域周辺では、本事業者によるものを含め既に多くの風力発電所が稼働中及び計画中であることから、他事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。  
また、計画内容や講じた環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。
- 4 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 5 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 6 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしながら、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 7 環境保全措置の検討にあたっては、既存風力発電所の運転により得られた知見や同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考にして、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### (個別的事項)

- 1 騒音  
(1) 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、住居との離隔を確保していること等から環境影響評価項目として選定していないが、住民等から問い合わせがあった場合は丁寧な説明を行うとともに、苦情が発生した場合は誠実に対応すること。

(2) 風力発電設備の選定にあたっては、純音性成分が少ない機種を選定するよう努めること。

## 2 地形及び地質

既設風力発電機の基礎や埋設ケーブル類の撤去及び埋め戻しに伴い、土地の安定性に影響が生じることが懸念されることから、土地の安定性が適切に確保できるよう計画するとともに、環境影響評価項目として選定することを検討すること。

## 3 動物、生態系

(1) 鳥類に関する調査について、任意観察等については繁殖期に、既設風力発電機周辺の死骸確認調査については渡りの時期に、それぞれ頻度を増やして重点的に調査すること。

また、バードストライクによる影響が確認された場合は、本事業についても稼働中に継続してモニタリングを行い、必要に応じて環境保全措置を講じることを検討すること。

(2) 希少猛禽類に対する影響の予測にあたっては、既設風力発電施設の撤去工事や新設に伴う掘削工事等に伴う騒音による影響を考慮すること。

また、影響が予測された場合は、営巣期は工事を避ける等の環境保全措置を検討すること。

(3) 対象事業実施区域の周辺には既に多くの風力発電所が稼働中であることから、鳥類の渡りに対する影響の予測にあたっては、単純に風力発電機本体を迂回する行動だけではなく、渡りのルート自体を大きく変更することも考慮すること。

(4) 風力発電施設の稼働による鳥類への影響の予測及び評価においては、現地調査におけるそれらの種の活動時間を正しく反映して年間衝突数を予測すること。

(5) 生態系に対する影響の予測において、典型性注目種としてホオジロを選定しているが、同種は飛翔高度が比較的低いことから、バードストライクの影響を受けにくいことが想定される。このことを踏まえ、バードストライクによる影響を考慮したうえで注目種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

また、既設風力発電設備を撤去した後に不要となる敷地を緑化することによる生息環境の変化の影響も考慮すること。

## 5 植物、生態系

(1) 対象事業実施区域周辺では、シカによる食害により植生に影響が生じており、既存風力発電所の用地においても食害により植生の回復が阻害されているとみられる箇所が見受けられることから、改変箇所の緑化にあたってはシカによる食害を防止する措置を検討すること。

(2) 改変箇所の緑化にあたっては可能な限り郷土種を使用する計画とするとともに、既設風力発電施設の撤去に伴い不要となる敷地については、既設発電所の建設以前の植生に復元するよう努めること。

## 6 動物、植物、生態系

既存風力発電所建設にあたり、環境保全措置として本事業の対象事業実施区域及びその周辺に移設・移植を行った動植物種については、現状を調査するとともに必要に応じて追加の環境

保全措置を実施すること。

## **7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場**

対象事業実施区域周辺は室生赤目青山国定公園であり、多くの眺望点が存在することから、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、青山高原や東海自然歩道等の利用者による事業計画地周辺の眺望景観の価値認識を踏まえた予測及び評価を検討すること。